

倉敷市立東中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数はここ数年、年間5～10件程度で推移している。内容としては誹謗やいやがらせが多い。近年は特に SNS 等への書き込みに起因するトラブルが増加している。そこで、いじめの実態について、生徒にアンケートを実施することで、状況の把握に努めるとともに、未然防止のために、互いに認め合える集団づくりや、情報モラル教育に取り組んでいる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校を挙げた取組を推進するために、いじめ対策委員会には、各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒の SNS 等ネット利用の実態について調査を行い、その結果をもとに、校内研修や保護者も含めた講演会の実施など、生徒への情報モラル教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた生徒の自発的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や互いを認め合える学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間と連携を図るとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

保護者・地域との連携

【連携の内容】

・基本方針を学校だよりや PTA 総会等で情報提供し、いじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、PTA 研修会や学年懇談会などで意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。

・学校評議員や育てる会の推進委員など地域の方々の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・情報モラルについての啓発のための PTA 対象の研修会を実施する。

・各種たより等にいじめ問題等の相談窓口の紹介を行い、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

【いじめ対策委員会の役割】

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

【いじめ対策委員会の開催時期】

・週1回(状況に応じて校外の委員を加える)

(いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)

・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

【いじめ対策委員会の構成メンバー、運営※教頭】

・校外:SC、SSW、PTA 役員、育てる会役員、学識経験者 等

・校内:校長、生徒指導主事、各学年生徒指導係、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

《連携機関名》

・倉敷市教育委員会、岡山県教育委員会

【連携の内容】

・ネットパトロールによる監視、SSW の派遣

【学校側の窓口】

・生徒指導、副校長

《連携機関名》

・倉敷児童相談所及び警察署
学校警察連絡室 等

【連携の内容】

・非行防止教室の実施や定期的な情報交換

【学校側の窓口】

・自立支援担当(人権教育担当)、教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① 防 止

【生徒及び教員研修】

・倉敷警察署、携帯電話事業会社から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況や指導上の留意点についての研修を行う。

・倉敷警察署と連携しての防犯教室の開催

【生徒会活動】

・人権週間において、生徒会主催でいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

【集団づくり】

・日頃の授業や行事などの特別活動の中で、互いに認め合える機会を設定することで自己存在感や充実感を感じられる学校づくりを進める中で、自己肯定感や自己有用感及び自尊感情を高めていく。

② 早 期 発 見

【実態把握】

・年3回のアンケートと教育相談や生活ノートを活用して、細かな生活態度の変化を見逃さないように努めることで、いじめの早期発見を図る。

【相談体制の確立】

・相談担当の教職員を生徒や保護者に周知すると共に、すべての教職員がきめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを相談できるような体制を整える。

③ 対 処

・いじめの有無の確認。

・いじめへの組織的な対応の検討。

・いじめられた生徒への支援。(寄り添い支える体制づくり)

・いじめた生徒への指導。(人格の発達への配慮)

・保護者との連携